

四日市市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第27号

四日市市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の育児休業等に関する規則（平成4年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（<u>条例第2条第3号ア（イ）</u>の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第2条の2 四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市市条例第8号。以下「条例」という。）<u>第2条第3号ア（イ）</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p>	<p>（<u>条例第2条第3号ア（ウ）</u>の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第2条の2 四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市市条例第8号。以下「条例」という。）<u>第2条第3号ア（ウ）</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p>
<p>（条例第20条の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第13条 <u>条例第20条第2号</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日が</p>	<p>（条例第20条の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第13条 <u>条例第20条第2号イ</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日</p>

あるものとする。

があるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(総務部人事課)